

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

- ・田布施町は、山口県の東南部に位置し、東部は柳井市及び平生町、西部は光市、北部は光市及び岩国市に隣接している。南部は瀬戸内海に面しており、東西約 8km、南北約 15.2km、総面積は約 50 平方 km、人口 1 万 3 千人ほどの町である。

町の総面積の約 6 割を山地が占めており、北西部は県立自然公園「石城山」を中心に緑豊かな山岳に覆われている。この山岳に源をなす小河川（灸川、堀川、人数川など）が合流して田布施川となり、中央部を西から東へ貫流し、南部の平生湾に注いでいる。また、南の海上約 1.5km の位置に馬島があり、北には田布施町飛地として小行司地区がある。

町の中心部は田布施川がつくる平坦地で市街地をなし、JR 山陽本線（JR 西日本）田布施駅を中心に道路網が四方に放射状に発達している。この周辺に標高 100～200m の山地がある。

気候は、年間平均気温 15℃、年間降水量 1,500～1,800mm と温暖で降水量が少なく、日照時間の多い瀬戸内海式気候に属している。また、沿岸線を国道 188 号（下松岩国線）が東西に貫き交通の便が良好である一方で、南側の瀬戸内海沿岸は工場団地地帯ともなっている。



(1) 地域の災害等リスク

(洪水：田布施町ハザードマップ)

- ・田布施川は、町中央部を西から東に貫流し、南部の平生湾に注いでいる。市街地地域において2mを超える浸水が予想されるほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。田布施川と灸川の合流地点などでは最大で5mの浸水被害が予想されるなど、地形や立地に応じた深刻な被害が想定されている。

(津波：山口県地震・津波被害想定調査報告書)

- ・当会が位置する中心市街地域では、一部で 1 m未満の浸水が予想されているが、ほとんどの地域で浸水は想定されていない。麻里府地区をはじめとする南部沿岸エリアでは、屋外での避難行動が困難になる0.3m以上の津波が到達するエリアが162ha、最高津波水位では3.3mの津波が予想されている。大地震からの津波到達時間は、周防灘断層地震では65分、南海トラフ巨大地震では123分程度と予想される。大地震では地震揺れや液状化によって堤防が破壊されることも考えられ、その場合、津波被害は拡大する。

(高潮：田布施町ハザードマップ)

- ・台風の接近により大規模な高潮が発生した場合、田布施川沿いや中心市街地を含めた広い範囲で、0.5m未満（1階床下）から0.5m～3.0m未満（1階床下から2階床下）の浸水が想定されている。田布施川下流や沿岸部においては、3.0m～5.0m未満（2階床下から天井に達する深さ）の甚大な浸水となる地域が多くある。これらの浸水想定区域では災害の危険があるため、原則として周囲が暗くなる前や浸水が始まる前に、丈夫な建物のより高い階や安全な場所への早期の立退き避難が必要とされている。

(土砂災害：田布施町ハザードマップ)

- ・中心市街地などの平坦地には土砂災害警戒区域はみられないが、町の総面積の約6割を山地が占めているため、中心市街地周辺の山地沿いを中心に土砂災害警戒区域および特別警戒区域が広く指定されている。地質的な要因（泥岩や頁岩など）に加え、相次ぐ台風の襲来や林業従事者の減少による林地の荒廃なども影響しており、町内の広範囲において土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）が発生する危険性が存在している。土砂災害警戒区域の一部はJR山陽本線や主要道路に係っており交通障害につながる可能性もある。

(ため池：田布施町ハザードマップ)

- ・農業用ため池のほとんどは築造から100年以上が経過して老朽化が進んでおり、万が一決壊した場合には農地の流出にとどまらず、下流域にある人家や学校・病院などの公共施設に直接的な浸水被害が及び、人命や財産に重大な影響をもたらすおそれがある。こうしたリスクに備えるため、当町では計10箇所のため池ハザードマップを公開している。

(地震：J-SHIS地震ハザードカルテ、田布施町防災計画、山口県地震・津波被害想定調査報告書)

- ・J-SHIS地震ハザードカルテ（2024年基準）によると、田布施町における今後30年間の地震超過確率は、震度6強で6.9%、震度6弱で34.3%となっている。また、震度6弱以上の揺れをもたらす影響度の高い地震としては、「南海トラフ沿いで発生する大地震」（57.8%）が最も大きく、次いで「フィリピン海プレートのプレート間及びプレート内の震源を予め特定しにくい地震」（26.8%）、「主要活断層帯に発生する固有地震」（11.4%）が想定されている。
- ・田布施町の地域防災計画における最大クラスの南海トラフ巨大地震の被害想定では、町内の最大震度は6弱（全域では概ね震度5強）とされており、地震の揺れによる建物の全半壊被害に加えて、田布施川沿岸では液状化の危険度が高く、液状化による建物被害（全壊31棟、半壊84棟）も予想される。
- ・「山口県地震・津波被害想定調査報告書（2026.3.31）」によると、南海トラフ巨大地震の被害最大ケースで田布施町の被害は以下となっている。

建物被害 全壊 181 棟（うち液状化 128 棟・津波 47 棟）、半壊 1024 棟（液状化 436 棟・津波 479 棟）
人的被害 死者 5 人（うち津波 4 人）、負傷者 24 人、災害関連死 13～25 人
インフラ 1 週間後断水人口 865 人（6.0%）、1 週間後避難者 3499 人（避難所生活者 2328 人）
経済被害 建物 220.47 億円（家計 143.75 億円、産業及び公共 76.71 億円）、社会基盤 34.65 億円

(感染症)

- ・感染症が地域や職場内で発生すると、地域生活や事業活動に影響を与える懸念がある。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、国民の多くが免疫を持たない未知のウイルスが全国的かつ急速にまん延した場合、多くの町民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(サイバー攻撃)

- ・地域の主要産業やサプライチェーンを構成する企業において、サイバー攻撃による顧客情報

の漏洩や、工場等の精密機器・システムの故障といったリスクが想定されている。サイバー攻撃によって企業の事業継続が困難になれば、個別の企業だけでなく、地域経済全体やサプライチェーン機能の毀損につながるおそれがある。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 428 者
- ・ 小規模事業者数 361 者

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数（うち事業継続力強化に取り組んでいる者）	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	81	78(2)	町内に広く分散している
	製造業	61	41(3)	沿岸部に多い
	卸・小売業	108	92(2)	中心部に集積している
	飲食宿泊業	36	35(0)	中心部に集積している
	サービス業	106	92(0)	町内に広く分散している
	その他	36	23(3)	町内に広く分散している

(商工会独自調査)

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 田布施町地域防災計画の策定
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定・見直し
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品・水防資機材の備蓄
- ・ ハザードマップの全戸配布・Web公開
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 防災士の支援
- ・ 防災センターの整備
- ・ 感染症・防疫対策の体制整備

2) 当会の取組

- ・ 田布施町が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・ 当会館で災害が発生したと想定する避難訓練を実施した。
- ・ 山口県火災協同組合等と連携し、会員事業所に対して損害保険の加入推進を行った。
- ・ 事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力計画、BCP 等の国の施策を周知するとともに、策定の必要を啓発した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 事業者 BCP 策定支援 3 者
- ・ 避難訓練の実施 年 1 回
- ・ 山口県火災協同組合等と連携した損害保険への加入推進 10 者
- ・ 事業継続力強化に関するセミナー 年 1 回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害等リスクについて当会、町関係部署との間で十分な議論ができていない。

【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや巡回時のヒアリングで把握する。
- ・経済課、当会で年 1 回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、会報やセミナー、アンケートを通じて災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業継続力強化計画を支援事業実施期間で10件作成する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。

具体的には、以下の目標を設定して取組んでいくこととする。

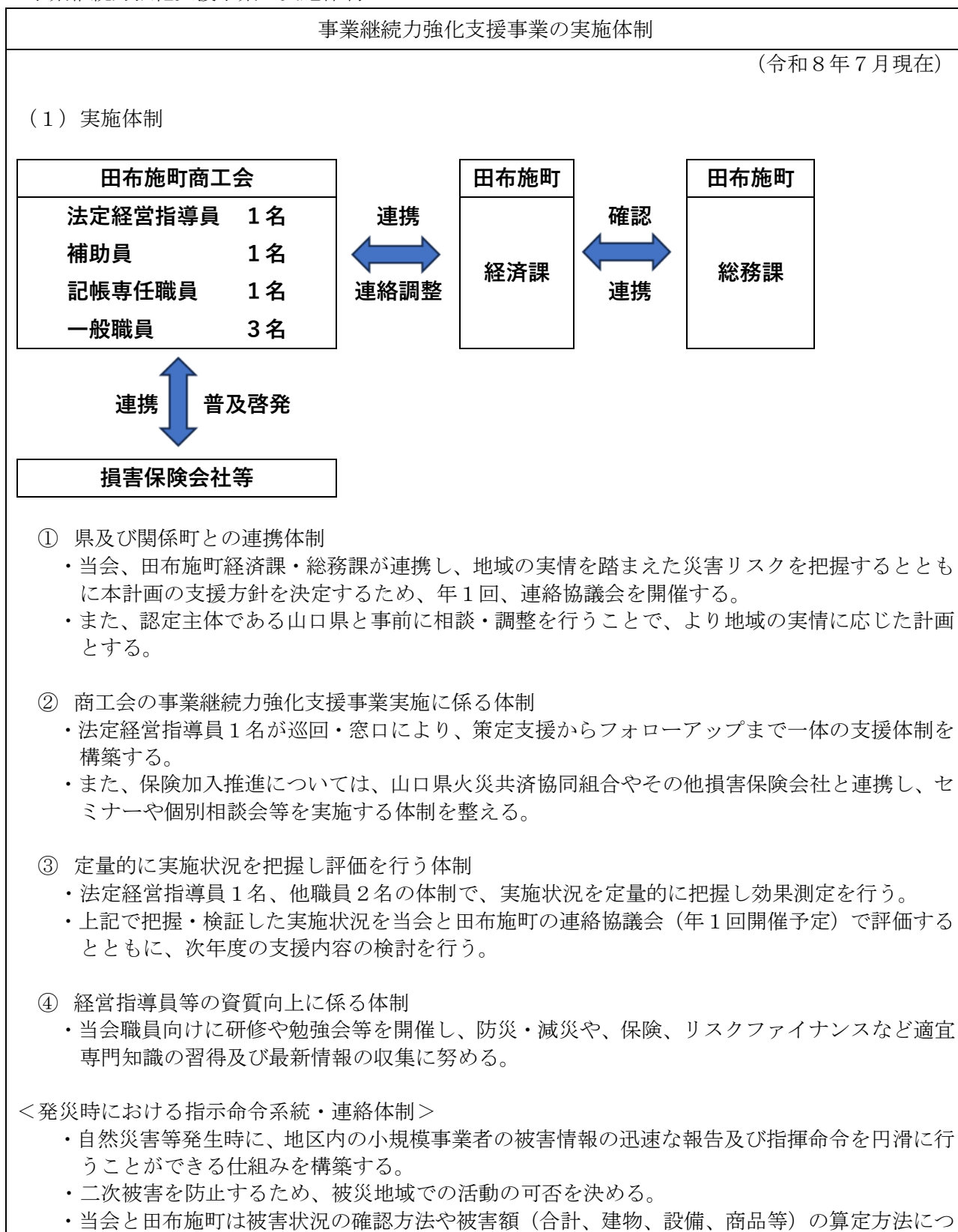
- ・事業者BCP策定支援 1 者/年
- ・避難訓練の実施 1 回/年
- ・山口県火災協同組合等と連携した損害保険への加入推進 2者/年
- ・事業継続力強化に関するセミナー 1 回/年
- ・会報、公式Webサイト、公式LINE等を活用した周知 1回/年
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 1 0 月 1 日～ 令和 1 3 年 9 月 3 0 日）
- 2 事業継続力強化支援事業の内容
 - （1） 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
 - ・当町と連携して、当会独自調査（巡回・窓口、アンケート調査）により、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
 - （2） 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
 - ・巡回・窓口相談時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
 - ・当町が運営する公式 LINE やメール配信サービス等の防災情報ツールの情報提供を行う。
 - ・当会会報や HP 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
 - ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
 - （3） フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者 BCP の取組状況の確認を行い、状況に応じて専門家の派遣、関係機関との連携により改善を行う。
 - ・田布施町の防災訓練への参加を促す。
 - ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikoji.jp/>）
 - ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・最新性へつなげる指導を行う。
 - （4） 知見の共有及び事業継続力の底上げ
 - ・同じ地域や同じ業種、商工会青年部・女性部など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。
 - （5） 関係団体等との連携
 - ・自然災害等に起因する経営リスクへの対応を促進するため、共済・保険制度の加入状況を確認し、未加入事業者に対して、山口県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した制度説明及び個別相談を実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の開催を実施する。

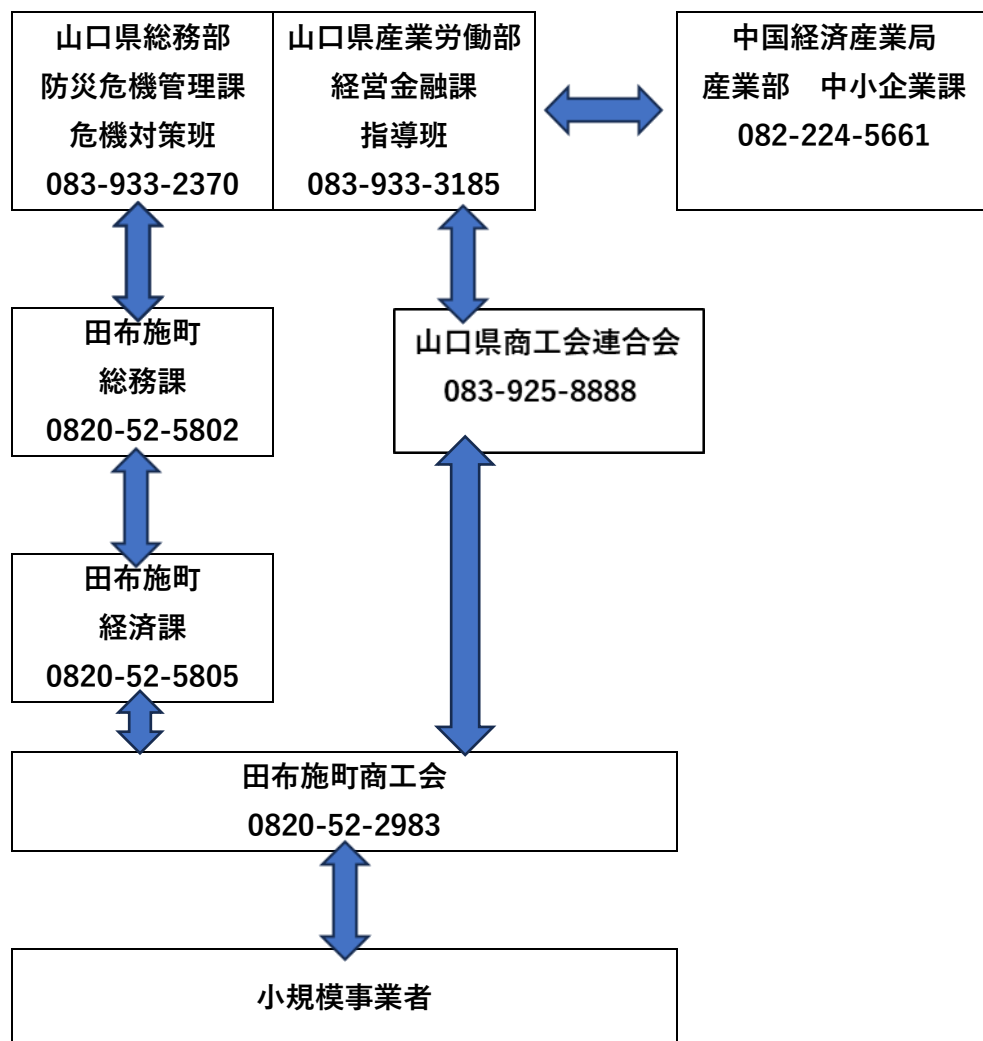
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



いて、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と田布施町が共有した情報を、メール又はファックスにて当会又は田布施町より山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合など、適宜、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と田布施町が共有した情報をメール又はファックスにて当会又は田布施町より山口県へ報告する。



（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 二見 和弥（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 二見 和弥 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

田布施町商工会

〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町下田布施 814-1

TEL : 0820-52-2983 / FAX : 0820-52-2981

E-mail : tabusechou@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町村

田布施町役場 経済課

〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町下田布施 3440-1

TEL : 0820-52-5805 / FAX : 0820-52-0140

E-mail : chiiki@town.tabuse.yamaguchi.jp

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
必要な資金の額	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
・ 専門家派遣	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5
・ 協議会運営費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ パンプ、チラシ 作製費	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、伴走型補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること